

大規模小売店舗の変更について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出の概要を次のとおり公表する。

なお、この届出に対して同法第8条第2項の規定により店舗所在市町村の区域内に居住する者等は、本公告の日から4月以内に、店舗周辺の地域の生活環境の保持の見地から、県に対し意見書を提出することができる。

平成30年7月6日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 大規模小売店舗の名称、所在地及び設置者
名 称 コメリホームセンター六日町店
所在地 南魚沼市六日町字野際2456番地外
設置者 株式会社コメリ
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
(変更前) 5,700㎡
(変更後) 7,175㎡
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
ア 駐車場の収容台数
(変更前) 143台
(変更後) 155台
 - (3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻
(変更前)
 - ・株式会社コメリ
午前9時から午後8時
午前10時から午後8時(変更後)
 - ・株式会社コメリ
午前7時から午後9時
午前9時から午後9時イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯
(変更前) 駐車場1 午前8時30分から午後8時30分
 駐車場2 午前9時30分から午後8時30分
(変更後) 駐車場1 午前6時30分から午後9時30分
 駐車場2 午前8時30分から午後9時30分
- 3 変更年月日
 - (1)、(2)の変更：平成31年2月26日
 - (3)の変更：平成30年6月26日
- 4 届出年月日
平成30年6月25日
- 5 縦覧場所
新潟県産業労働観光部商業・地場産業振興課
(なお、南魚沼市産業振興部商工観光課でも閲覧ができます。)
- 6 縦覧期間
平成30年7月6日から平成30年11月6日まで
- 7 大規模小売店舗立地法に関する事項、意見書の提出方法その他の問合せ先
商業・地場産業振興課 商業振興係
電 話 025-280-5237
Eメール ngt050020@pref.niigata.lg.jp